

○国土交通省所管公共事業の再評価実施要領で示された視点に基づき、上下水道事業においては、以下に該当する場合に「改善継続」を適用するものとする。

対象事業	「改善継続」の対象とする変更理由
水道事業	人口減少を踏まえた給水区域の変更や施設規模の見直し等により、施設整備計画の大幅な変更又は水道法に基づく認可の変更等を行う場合。
下水道事業	人口減少を踏まえた予定処理区域の変更・気候変動を踏まえた計画降雨の変更や施設規模の見直し等により、全体計画または下水道法に基づく事業計画を変更する場合。

(参考)公共事業の再評価実施要領 第5の3 再評価の視点

(中略)

③主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請
- ・地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる事業実施環境の変化
- ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化
- ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案

<参考> 水局所管事業における「改善継続」の考え方

○国土交通省所管公共事業の再評価実施要領で示された視点に基づき、水管理・国土保全局所管事業においては、以下に該当する場合に「改善継続」を適用するものとする。

水局所管事業	「改善継続」の対象とする変更理由
河川改修事業	河川整備計画の洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標変更または整備の実施内容の変更 ※軽微な変更は除く
ダム事業	ダム下流の浸水想定区域内の資産等の減少に伴い、施設規模等を見直しすることにより、事業継続が妥当と判断できる場合
環境事業	・自然再生に係る事業箇所の追加、削除及び自然再生実施箇所の整備目標変更または整備の実施内容の変更 ・水環境の整備に係る事業箇所の追加、削除及び水環境整備実施箇所の整備目標変更または整備の実施内容の変更 ・水辺の整備に係る事業箇所の追加、削除及び水辺整備実施箇所の整備目標変更または整備の実施内容の変更
砂防事業等	施設配置計画の変更
海岸事業	海岸保全基本計画の目標変更、若しくは事業区域の変更等に伴う事業計画の変更

(参考) 公共事業の再評価実施要領 第5の3 再評価の視点

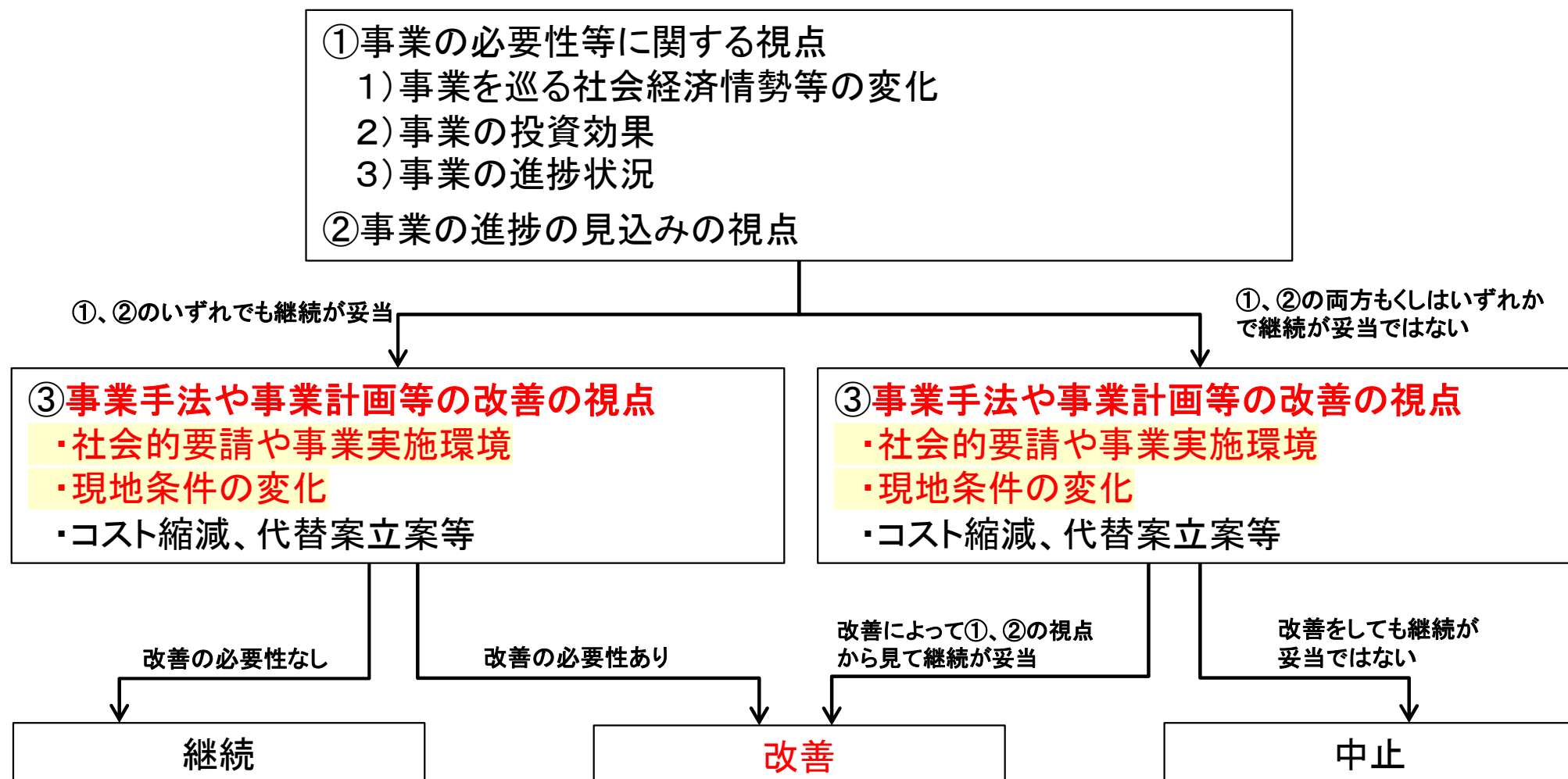
(中略)

③主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請
- ・地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる事業実施環境の変化
- ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化
- ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案

- ・ 社会的要請や現地条件の変化などに基づく視点を新たに設定することで事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを検討。
- ・ 改善を実施することで継続が妥当と判断したものについては、対応方針を「改善」とする。

対応方針決定の考え方 改定の方方向性



※総務省における政策評価の実施状況等の国会報告では、令和6年度より政策評価結果の政策への反映状況の選択肢のうち「改善・見直し」を「改善等」に修正されている。